

## 社会福祉法人川崎寿松会役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎寿松会（以下「当法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下これらの者を「役員」という。）が行う次条に掲げる業務に対して支払う報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (業務内容)

第2条 業務内容は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人川崎寿松会定款に定める業務
- (2) 社会福祉法人川崎寿松会の職務の委任、代決及び専決規程に定める業務
- (3) その他当法人として行う業務

### (勤務日)

第3条 勤務は一月につき4日（原則として一週間につき1日）以上とする。

2 前項にかかわらず必要がある場合には勤務するものとする。

### (報酬及び適用除外)

第4条 報酬は前条の勤務実態に照らし月額30,000円を支払うものとする。ただし、常勤の役員であっても、当法人給与規程により支給を受けている者については、この規程は適用しない。

2 この規程の適用を受ける者については、当法人役員実費弁償規程は適用しない。

### (支給方法)

第5条 役員の報酬の支給日は、毎月25日とし、当月1日から当月末日までの報酬を支給する。ただし、25日が土曜日及び日曜日又は休日にあたるときは、その翌日以降の日であって25日に最も近い土曜日及び日曜日又は休日でない日に支給する。

2 役員の報酬は、全額通貨で支給する。ただし、法令に基づき当該役員の報酬から控除すべきもの及び当該役員が報酬から控除することを承諾した場合には、その金額を控除する。

3 役員が希望した場合は、前項の定めにかかわらず、報酬は、当該役員の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

## 附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

## 社会福祉法人川崎寿松会役員等の報酬及び実費弁償規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人川崎寿松会の役員、顧問及び評議員が会議等のため出席したとき支給する日当及び宿泊費に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬及び実費弁償の支給)

第2条 報酬及び実費弁償は、次の場合に支給する。

- (1) 非常勤役員及び顧問が、理事会、監事会に出席したとき。
- (2) 非常勤役員及び顧問が、寿松会の用務により旅行したとき。
- (3) 非常勤役員、顧問及び評議員が、評議員会に出席したとき。

### (報酬及び実費弁償の支給額)

第3条 報酬及び実費弁償は、次により支給する。

- (1) 前条第1号の場合

日 当 5,000 円

- (2) 前条第2号の場合

社会福祉法人川崎寿松会職員旅費規程の例による。

- (3) 前条第3号の場合

日 当 3,000 円

### 附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成3年9月11日から施行し、平成3年9月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成15年12月3日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年 1月15日から施行する。